

林業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱

(昭和 56 年 10 月 21 日 6 林第 2085 号)

改正：平成 4 年 12 月 22 日 4 森第 926 号

平成 5 年 4 月 27 日 5 林第 301 号

平成 6 年 10 月 6 日 6 森第 724 号

平成 7 年 9 月 13 日 7 森第 574 号

平成 8 年 10 月 9 日 8 森第 495 号

平成 9 年 9 月 8 日 9 森第 439 号

平成 10 年 10 月 6 日 10 森第 588 号

平成 11 年 6 月 7 日 1 森第 352 号

平成 12 年 7 月 17 日 2 森第 440 号

平成 13 年 1 月 11 日 2 森第 440 号

平成 13 年 9 月 26 日 3 林第 1265 号

平成 14 年 11 月 22 日 4 森第 849 号

平成 16 年 1 月 22 日 6 林第 95 号

平成 16 年 6 月 25 日 6 林第 368 号

平成 17 年 10 月 4 日 7 森第 1108 号

平成 19 年 8 月 31 日 9 林第 473 号

平成 21 年 6 月 25 日 1 林第 312 号

平成 23 年 8 月 15 日 3 林第 384 号

平成 27 年 6 月 26 日 7 林第 410 号

平成 28 年 7 月 1 日 8 林第 400 号

平成 30 年 5 月 31 日 30 林第 456 号

平成 30 年 7 月 30 日 30 林第 591 号

令和 3 年 3 月 31 日 3 林第 173 号

令和 5 年 6 月 26 日 5 林第 371 号

令和 6 年 3 月 26 日 6 林第 167 号

令和 8 年 3 月 25 日 8 林第 154 号

令和 8 年 9 月 9 日 8 森第 367 号

(趣 旨)

第 1 条 知事は、健全な森林の造成と森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、知事の指定する森林整備市町村等において市町村又は森林組合等が実施する林業成長産業化促進対策事業に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(経費及び補助率)

第2条 補助の対象とする経費及び補助率等は別表1に、各事業種目の区分は別表2に定めるとおりとする。

(申請)

第3条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(変更の申請)

第4条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない事項は、別表1の重要な変更の欄に掲げるものとし、その場合の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(着手届)

第5条 事業主体は補助事業に着手したときは、遅滞なく別記第2号様式による着手届を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第11条の規定による事業遂行状況報告は、別記第3号様式によるものとし、補助金の交付決定があった年度の9月30日における状況を当該年度の10月10日までに報告するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、事業完了後速やかに知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 事業の完了前に補助金の交付を受けようとする者は、別記第5号様式により、出来高届を提出し、中間検査に合格した既済部分に対する補助金の9割以内の概算払を請求することができる。ただし、可分のものについては、その既済部分の全部を請求することができる。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、取得価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の提出部数等)

第 10 条 この要綱により知事に提出する書類は、正本 1 部とし、事業施行箇所を所管する広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町の区域にあつては京都林務事務所長）に提出しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 56 年度分の補助金から適用する。

(中 略)

附 則（平成 28 年 6 月 27 日 8 林第 400 号）

この要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 30 年 5 月 31 日 30 林第 456 号）

この要綱は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 30 年 7 月 30 日 30 林第 591 号）

この要綱は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 3 林第 173 号）

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 5 年 6 月 26 日 5 林第 371 号）

この要綱は、令和 5 年 6 月 26 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日 6 林第 167 号）

この要綱は、令和 6 年 3 月 26 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 25 日 8 林第 154 号）

この要綱は、令和 8 年 3 月 25 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 8 年 9 月 9 日 8 森第 367 号）

この要綱は、令和 8 年 9 月 9 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業名	事業種目	補助対象経費	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 間伐対策事業 (T P P 型)	1 間伐材の生産	市町村、林業経営体の育成について（平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）に基づき知事が選定する林業経営体（以下「選定経営体」という。）、地域協議会、森林所有者又はその他知事が認めるものが行う左記の事業に要する経費	定額（知事が別に定めるものとする。）	1 事業に要する経費の総額の増又は 30 % を超える減 2 事業種目ごとに事業に要する経費の 30 % を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業種目の新設及び廃止
	2 里山林の整備 3 関連条件整備活動等				
	4 先進的な林業機械等の整備（素材生産型又は造林保育型）	市町村又は選定経営体が行う左記の事業に要する経費			
2 間伐対策事業 (林業・木材産業循環成長対策型)	1 間伐材の生産 2 関連条件整備活動等	市町村又は選定経営体が路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 林整第 713 号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域（以下「生産基盤強化区域」という。）又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「効率的施業区域」という。）内で行う左記の事業に要する経費	定額（知事が別に定めるものとする。）		

3 林業機械作業システム整備（素材生産型又は造林保育型）	市町村、選定経営体又は新たに造林事業を開始する者（造林保育型のみ）が行う左記の事業に要する経費	1/3 以内。ただし、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダ、架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoT ハーベスタ又は林業用資材運搬ドローンの補助率は 4/10 以内、林業用四輪駆動ダンプトラックの補助率は 1/4 以内。 また、次の（ア）から（ウ）までを全て満たす者又は新たに造林事業を開始する者は、補助率は上記にかかわらず 1/2 以内。 （ア）林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。 （イ）年間 5,000 m³以上の素材生産実績があり、目標年度までに 9,000 m³以上の素材生産量を達成できること。 （ウ）目標年度までに都道府県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の 1.5 倍の生産性を達成できること。
4 コンテナ苗生産基盤施設等の整備（コンテナ苗生産基盤施設等、コンテナ苗幼苗生産高度化施設等又は普通苗生産基盤施設	市町村、林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 10 条に基づく生産事業の登録を受けた者若しくはその登録を受ける見込みの者（以下「林業種苗法に基づく生産事業者等」という。）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 9	1/2 以内

	等)	条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者若しくはその認定を受ける見込みの者（以下「認定特定増殖事業者等」という。）又はその他知事が認めるものが行う左記の事業に要する経費		
3 路網整備・機能強化 (林業・木材産業循環成長対策型)	1 林業専用道（規格相当）の整備 2 森林作業道の整備 3 林道等の機能強化 4 森林作業道の機能強化 5 林業専用道（規格相当）の復旧 6 機械器具の整備 7 関連条件整備活動	市町村又は選定経営体が行う左記の事業に要する経費	次に掲げる事業種目の区分に応じ、それぞれに定める補助率とする。 (1) 1、2及び7については、定額(知事が別に定めるものとする。) (2) 3～5については、1/2以内 (3) 6については、1/2以内、定額(知事が別に定めるものとする。)	
4 効率化施設整備 (林業・木材産業循環成長対策型)	1 効率化作業基地整備 2 林業生産施設装置	選定経営体が行う左記の事業に要する経費	1/2以内	
5 低コスト再造林対策 (林業・木材産業循環成長対策型)	1 低コスト造林の支援 2 機械器具の整備 3 関連条件整備活動	市町村、森林所有者又は選定経営体が行う左記の事業に要する経費	定額（知事が別に定めるものとする。）	
6 先進的な林業機械等の整備 (花粉削減型)	林業機械の整備(素材生産型)	市町村又は選定経営体が行う左記の事業に要する経費	定額（知事が別に定めるものとする。）	

7 民間事業者による苗木増産の支援 (花粉削減型)	コンテナ苗生産基盤施設等整備	市町村、林業種苗法に基づく生産事業者等、認定特定増殖事業者等又はその他知事が認めるものが行う左記の事業に要する経費	4/10、1/2、6/10 以内		
------------------------------	----------------	---	------------------	--	--

別表 2

事業名	事業種目	工種又は施設区分1	工種又は施設区分2	呼称単位	
				A	B
1 間伐対策事業 (T P P型)	間伐材の生産	間伐材の生産	不良木の除去（侵入竹を含む。） 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） 支障木やあばれ木等の伐倒 造材、集材、搬出集積、積込 その他附帯施設整備	箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	ha ha ha m³ ha
	里山林の整備	里山林の整備	不用木・被害木の除去（侵入竹を含む。） 不良木・被害木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） 支障木やあばれ木等の伐倒 造材、集材、搬出集積、積込 その他附帯施設整備 松枯れ又はナラ枯れ被害地においては、これらのほか、薬剤処理費、破碎費、地拵え費、苗木代、植付け費	箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	ha ha ha m³ ha ha
	関連条件整備活動（間伐材の生産又は里山林の整備と一体的に実施）	関連条件整備活動（間伐材の生産又は里山林の整備と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他	箇所 箇所 路線	ha ha m式－
	先進的な林業機械等の整備（素材生産型）	先進的な林業機械等の整備（素材生産型）	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ プロセッサ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット フォーク収納型グラップルバケット グラップルスー ロングリーチグラップル 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンブトラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	 棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台式 台式 台式 台 —

	先進的な林業機械等の整備（造林保育型）	先進的な林業機械等の整備（造林保育型）	下刈り作業車 その他		台 —
2 間伐対策事業 （林業・木材産業循環成長対策型）	間伐材の生産	間伐材の生産	不用木の除去（侵入竹を含む。） 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） 支障木やあばれ木等の伐倒 造材、集材、搬出・集積、積込 その他附帯施設整備	箇所	ha
	関連条件整備活動（間伐材の生産と一体的に実施）	関連条件整備活動（間伐材の生産と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他	箇所 箇所 路線	ha ha m 式 —
	林業機械作業システム整備（素材生産型）	林業機械作業システム整備（素材生産型）	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ IoTハーベスタ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー フォーク収納型グラップルバケット ロングリーチグラップル フォワーダ 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンプトラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 m ² —
	林業機械作業システム整備（造林保育型）	林業機械作業システム整備（造林保育型）	下刈り作業車 林業用資材運搬ドローン その他		台 台 —
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備（コンテナ苗生産基盤施設等）	コンテナ苗生産基盤施設等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷库 その他	棟 棟	m ² 台 式 台 m ² —

		コンテナ苗 生産機械器 具	培土攪拌機 培土圧入機 苗採取機 採取機移動台車 種子選別機 その他		台 台 台 台 台 —
		コンテナ苗 生産資材	コンテナ苗容器 培地 肥料 その他		個 L L —
	コンテナ苗生産 基盤施設等の整 備（コンテナ苗 幼苗生産高度化 施設等）	幼苗生産施 設装置等	幼苗育成施設 収納台 散水装置 散水タンク 環境制御室 その他	棟	m ² 台 式 台 m ² —
				棟	—
		幼苗生産機 械器具	培土攪拌機 種子選別機 播種機 その他		台 台 台 —
		幼苗生産資 材	幼苗育成容器 培地 その他		個 L —
	コンテナ苗生産 基盤施設等の整 備（普通苗生産 基盤施設等）	普通苗かん 水施設等	散水装置 散水タンク その他		式 台 —
3 路網整備・ 機能強化 （林業・木材産 業循環成長対 策型）	林業専用道（規 格相当）の整備	林業専用道 （規格相 当）の整備	A区分の作設（平均横断地山傾斜15度未満） B区分の作設（平均横断地山傾斜15度以上 25度未満） C区分の作設（平均横断地山傾斜25度以上） 補強 点検診断 調査設計 現場技術業務委託費 その他	路線 路線 路線 箇所 箇所	m m m m m 式 式 —
	森林作業道の整 備	森林作業道 の整備	作設 補強 その他	路線 箇所	m m —

	林道等の機能強化	機能強化 (単独型)	橋りょう改良 局部改良 雪害対策 ずい道改良 幅員拡張 のり面保全 交通安全施設 舗装及び路面工 調査設計 現場技術業務委託 その他	箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m m m m m m m m 式 式 —
		機能強化 (一体型)	防護施設 交通安全施設 調査設計 現場技術業務委託 その他	箇所 箇所	m m 式 式 —
	森林作業道の機能強化	森林作業道の機能強化	切土 盛土 簡易構造物の設置 排水施設の設置 その他	箇所 箇所	m3 m3 式 式 —
	林業専用道（規格相当）の復旧	林業専用道（規格相当）の復旧	路体 法面 擁壁 排水施設 附帯施設等の復旧 調査設計 現場技術業務委託 その他	箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m2 m2 m m m 式 式 —
	機械器具の整備	機械器具の整備	レーザ計測機器整備 路網線形設計支援ソフト整備 3次元設計ソフト整備		式 式 式 式
	関連条件整備活動	関連条件整備活動	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	箇所 箇所	ha ha —
	関連条件整備活動	関連条件整備活動	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	箇所 箇所	ha ha —
4 効率化施設整備 (林業・木材産業循環成長対策型)	効率化作業基地整備	効率化作業基地整備	作業ポイント	箇所	m ²
	林業生産施設装置	林業生産施設装置	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・舗装 その他	棟 箇所 箇所 箇所 箇所	式 基 m ² m ² m ² m ² —
5 低コスト再造林対策 (林業・木材産	低コスト造林の支援	低コスト造林の支援	一貫作業システム 低コスト造林 下刈り	箇所	ha

業循環成長対策型)	機械器具の整備	機械器具の整備	機械器具の購入・賃借・運送料 その他		式 —
	関連条件整備活動	関連条件整備活動	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 再造林推進に向けた長期受委託契約や基金造成等の事務経費等 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他	箇所 箇所 路線	ha ha 式 m 式 —
6 先進的な林業機械等の整備 (花粉削減型)	先進的な林業機械等の整備	林業機械の整備（素材生産型）	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ プロセッサ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット フォーク収納型グラップルバケット グラップルソー ロングリーチグラップル 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	 棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 m ² —
7 民間事業者による苗木増産の支援 (花粉削減型)	コンテナ苗生産 基盤施設等整備	コンテナ苗生産基盤施設等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷库 その他	棟 棟	m ² 台 式 台 m ² —
		コンテナ苗生産機械器具	培土攪拌機 培土圧入機 苗採取機 採取機移動台車 種子選別機 その他		台 台 台 台 台 —
		コンテナ苗生産資材	コンテナ容器 培地 肥料 その他		個 L L —

(注) 呼称単位により定めた単位により、第3条で定める申請に数量を記載すること。

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業成長産業化促進対策事業補助金（変更）交付申請書（第 次）

年度において、下記のとおり事業を（変更して）実施したいので、林業成長産業化
促進対策事業補助金交付要綱に基づき補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の目的 （注）変更の場合は、「1－（1）変更の理由」
及び「1－（2）変更の内容」に置き換える。

2 事業計画及び経費の配分

（1）総括

区 分 事業名	経 費 円	経 費 内 訳			備 考
		府補助金 円	市町村費 円	自己資金 その他 円	
計					

（注）補助金の額を変更して申請する場合は、「変更交付申請書（第 次）」とし、金額は
変更前（前回申請書記載数値）を上段括弧書きとすること

(2) 事業

事業明細

事業種目	事業 実施主体	施行 箇所名	工種又は 施設区分	規格構造 又は規模	事業量		単 価	経 費	経費内容			工期（年月日）		備考
					A	B			府補助金	市町村費	その他	着工	竣工	
計														

（（2）の記載要領）

- 「工種又は施設区分」並びに「事業量」については別表2により記載すること
- 「規格構造又は規模」については、林業機械の仕様や開設する森林作業道の規格等を記載すること
- 「事業量」については、別表2の「呼称単位」により定められた単位により記載すること
- 「単価」については、別表1に定められた単価について記載すること（なお、単価が定められていない場合は記載を要しない。）
- 「工期」については年月日を記載し、着手日は現場着手日や契約日等を記載すること
- 別表2の事業名のそれぞれについて作成すること

3 事業完了予定年月日

年 月 日

4 収支予算

(1) 収入

区 分 事業名	予 算 額			計	備考
	府補助金	市町村費	その他		
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出

区 分 事業名	予 算 額			計	備考
	府補助金	市町村費	その他		
	円	円	円	円	
計					

* 支出の項目は該当項目を記入する。

5 添付書類

設計図書

市町村にあっては、補助金の交付に関する規定

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業成長産業化促進対策事業着手届

林業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱に基づき、別紙のとおり届け出ます。

別紙

事業名		
事業実施主体		
経費	計画額	円
	実施額	円
期間	着手年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業成長産業化促進対策事業遂行状況報告書

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定を受けた補助事業に係る補助事業の遂行状況を、林業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

区分 事業名	事業着工 年月日	計 画		実 施		出来高		進 捗 度 B / A	完了予定 年月日	残 高		備 考
		数 量	経 費 A	数 量	経 費	数 量	経 費 B			数 量	経 費	
			円		円		円	%			円	
計												

(9 月 30 日現在)

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者 氏名

年度林業成長産業化促進対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり事業を実施したので、林業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業実績及び経費の配分

(1) 総括

区 分 事業名	経 費 円	経 費 内 訳			備 考
		府補助金 円	市町村費 円	自己資金 その他 円	
計					

(2) 事業

事業明細

事業種目	事業 実施主体	施行 箇所名	工種又は 施設区分	規格構造 又は規模	事業量		単 価	経 費	経費内容			工期（年月日）		備考
					A	B			府補助金	市町村費	その他	着工	竣工	
計														

((2) の記載要領)

- 1 「工種又は施設区分」並びに「事業量」については別表2により記載すること
- 2 「規格構造又は規模」については、林業機械の仕様や開設する森林作業道の規格等を記載すること
- 3 「事業量」については、別表2の「呼称単位」により定められた単位により記載すること
- 4 「単価」については、別表1に定められた単価について記載すること（なお、単価が定められていない場合は記載を要しない。）
- 5 「工期」については年月日を記載し、着手日は現場着手日や契約日等を記載すること
- 6 別表2の事業名のそれぞれについて作成すること

2 事業完了年月日 年 月 日

3 収支精算

(1) 収入

区分 事業名	精 算 額			計	備考
	府補助金	市町村費	その他		
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出

区分 事業名	精 算 額			計	備考
	府補助金	市町村費	その他		
	円	円	円	円	
計					

(3) 補助金の精算

区分 事業名	補 助 金 交付決定額	精 算 事業費総額	精 算 補助金額	既受領 補助金額	差 引 補助金額 (返還額)
	円	円	円	円	円
計					

4 添付書類

出来高設計書

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者氏名

年度林業成長産業化促進対策事業出来高届

年 月 日付け京都府指令第 号により交付決定の通知があった林業成長
産業化促進対策事業について、補助金 円の支払いを受けたいので下記のと
おり関係書類を提出します。

記

- 1 請求内訳書 別紙（１）のとおり
- 2 設計出来高対照表 別紙（２）のとおり
（出来高払い請求の場合）

別紙（１）

年度林業成長産業化促進対策事業費請求内訳書

[illegible]

(注1) 支払いを受ける工種又は施設区分毎に一欄とする。また、入札差金等についてはその他欄を設け一括処理する。

(注2) 備考欄に請求限度額の算出根拠を記入する。

(1) 前金払い 前金払請求限度額＝前払額×補助率

(2) 概算払い 概算払請求限度額＝出来高額×府補助率×0.9 (出来高額＝請負額／設計額×設計出来高額)
└─ 出来高払不可分の場合

(3) 前金払い+概算払い 請求限度額=前金払請求額+{概算払請求額-(前払額×出来高/請求額×府補助率)}

(注3) 前払いについては、毎年度前払いが出来る旨の通知があった場合に限る。また、支払いの証拠書類を添付すること。

別紙（２）

設計出来高对照表

事業名

事業区分

[illegible]

(注1) 工種欄には設計書の費目、工種については列記し、総工事費を一覧にまとめること。

(注2) 作業道等については、備考欄に幅員および延長を記入すること。

(注 3) 設計書ごとに作成すること。